

在沖米海兵隊員による性的暴行事件に関する意見書

令和 7 年 3 月、米軍基地内で成人女性に性的暴行を加え、さらに助けに入った別の女性に怪我を負わせたとして、4 月 7 日に沖縄県警は在沖米海兵隊員を不同意性交と傷害の疑いで書類送検し、那覇地方検察庁は同月 30 日付で起訴した。

また、同年 1 月には別の米兵による性的暴行事件が発生していたことも、併せて明らかとなり、相次ぐ米兵による事件に対し、市民・県民から不安と憤りの声が上がっている。

米国防総省の年次報告書によると、在沖米軍基地内における 2013 年度から 2020 年度までの 8 年間の性暴行被害が 949 件、年平均約 118.6 件であり、さらには申告率を 30%としている。

この数字には基地外の被害は網羅されておらず、実際の被害はより深刻だとしている。このことから明らかなように、現在の米軍における再発防止の取り組みは機能しているとは言えず、早期に抜本的な改善を行う必要がある。

本市議会は、事件・事故が発生するたびに、綱紀粛正、再発防止策及び関係者への教育等を徹底するよう米軍等に強く抗議してきた。

しかしながら、類似の事件が繰り返し発生していることは、女性の人権と尊厳が軽視されている証拠であり、激しい憤りを禁じ得ない。

よって、本市議会は市民・県民の人権や生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、今回の事件に対し、満身の怒りをもって抗議するとともに、関係機関に対して下記事項の徹底、実現を強く求める。

記

1. 被害者への謝罪及び完全な補償並びに丁寧な精神的ケアを行うこと。
2. 米軍人・軍属等の綱紀粛正の徹底と、抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策を講ずること。
3. 日米地位協定の抜本的改正を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 4 日

沖 縄 市 議 会

宛 先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策） 沖縄防衛局長